

提案提出元	株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ
-------	-------------------------

項目	意見
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>ラジオ事業者は、年々増加する都市雑音や外国波混信などの影響から難聴取問題という大きな課題を抱え、メディア全体の売上げが減少傾向の中で大変厳しい経営を強いられております。しかし、阪神淡路大震災、新潟中越地震、そしてこのたびの東日本大震災と、大きな災害発生時には、確実に災害情報、安心情報を提供するメディアとして、その責務を果たしてまいりました。いざと言う時に、停電時でも、迅速に正確な情報を国民に届けることが可能なラジオは、今後も国民にとって必要不可欠なメディアとして維持されるべきと考えます。</p> <p>放送事業者への周波数割り当てについては、十分にその公共性や社会的な役割を考慮すべきであり、「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など経済合理性に偏った考えに基づいての、周波数オークション制度の導入は、なじまないものと考えます。</p> <p>日本という地震や津波、台風など大きな災害が多発する国土において、放送が担う役割を念頭に置いた上での検討をお願いいたします。</p>
2. 論点に対してどのように考えるか。	<p>4 対象範囲</p> <p>1で述べたとおり、高い公共性、社会的な役割を担う放送については、新規免許時、再免許時ともに周波数オークションの対象にはすべきでないと考えます。また放送事業者が、正確な情報を取得するために必要や連絡無線、番組中継用の無線局などの「放送業務用無線局」についても、放送と同様、周波数オークションの対象にすべきでないと考えます。</p> <p>7 電波利用料制度との関係</p> <p>電波利用料制度とは、混信や、妨害のないクリーンな電波利用環境を守るとともに免許事務の機械化や能率的な電波利用の促進により無線局の急増に対処するなど、電波の適正な利用のより一層の確保を目的に導入されたものであります。このたびの市場原理、経済合理性を軸に検討される周波数オークション制度と同一に議論されることは、避けるべきであると考えます。</p>
3. その他	